

令和6年度 成年後見制度利用促進研修 開催要項

- 1 目的 平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用を必要とする方に十分に利用されることが期待されている。しかし、現状では市民や福祉関係者に成年後見制度があまり知られていないという課題があり、成年後見制度が財産の管理や日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、利用が進んでいない状況がある。
本研修は、市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員が、成年後見制度の仕組みや活用等について理解を深め、本人や家族等からの成年後見制度利用に関する相談に対して適切な対応ができるようにすることを目的として開催する。
- 2 主催 さいたま市
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
- 3 日時 ①令和7年2月5日(水) 9:30～11:30
②令和7年2月19日(水) 9:30～11:30
※両日とも同内容のため、いずれかにご参加ください。
- 4 会場 浦和ふれあい館 第1会議室
- 5 受講対象 市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員
- 6 定員 各日50名
- 7 テーマ 成年後見制度の基礎と周辺制度
- 8 講師 清水貴行法律事務所 弁護士 清水 貴行 氏
関東弁護士連合会 高齢者・障がい者に関する委員会 委員長
法テラス埼玉 副所長
さいたま市高齢・障害者権利擁護センター 嘱託弁護士
- 9 タイムスケジュール

時間	内容
9:15	受付
9:30	開会
	講義「成年後見制度の基礎と周辺制度」 清水貴行法律事務所 弁護士 清水貴行氏
11:30	閉会
- 10 申込方法 令和7年1月31日(金)までに、参加申込書(別紙)をFAXまたはメールでお送りください。
- 11 その他
 - ・駐車場の確保ができないため、研修会場へは公共交通機関をご利用ください。
 - ・発熱や頭痛等の体調不良があった場合には、参加をご遠慮ください。

12 申込・問合せ先

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課 相談支援係

〒330-0061

さいたま市浦和区常盤9-30-22

電話 048-835-5280 FAX 048-835-5282